

平成22年  
2010  
広報

# かな 11月号

KANNA NO.92



## 11月7日 第2回神流マウンテンラン&ウォーク開催

### Contents

- インフルエンザワクチン接種を開始 ..... P2
- クラシックカーがやって来ます ..... P3
- 役 場 情 報 ..... P4～P5
- 児童扶養手当/障害センターリニューアル情報 ..... P5
- 議 会 だ よ り ..... P6～P16



10月7日下湯小学校運動会が開催され、みんなが力合わせ団結しました。

# インフルエンザ(新型インフルエンザ含む) ワクチン接種を開始!

10月18日からインフルエンザワクチンの接種を開始しました。今シーズンのインフルエンザワクチンは、昨年大流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)と季節性インフルエンザ(A香港型、B型)の3種類の混合ワクチンになります。 ※希望する方はどなたでも接種できます。



## 接種費用の助成

今年度は、生活保護世帯の方、非課税世帯の方及び1歳～高校生までの方の接種費用は、町で全額助成します。※非課税世帯の方は、事前に役場で「非課税である証明書」の交付申請が必要です。(生活保護世帯の方は、保健福祉課に連絡)

## ワクチン接種の予約

●● 事前に予約を!(直接来院時が電話で申し込む)

● 申込み先 ● ※電話での申し込みは午後のみ

○万場診療所 ☎57-2018 ○中里診療所 ☎58-2201

## 自己負担額及び接種に必要なもの

●● 接種に必要なものを忘れずに!

区 分		自己負担額	接種を受けるときに必要なもの
1歳から高校生の年齢 1回目		なし	健康保険証、母子手帳又は予防接種記録(学生証)
13歳未満のみ 2回目			
一 般 (64歳以下)	課税世帯	3,000円	健康保険証、予防接種記録
	非課税世帯	なし	健康保険証、予防接種記録、非課税世帯の証明書
65歳以上	課税世帯	1,000円	健康保険証、予防接種記録
	非課税世帯	なし	健康保険証、予防接種記録、非課税世帯の証明書

## お問い合わせ

●● 非課税世帯であるか分からないときなど、ご不明な点はお問い合わせください。

○予防接種に関すること・・・保健福祉課 保健係 ☎58-2111

○課税状況に関すること・・・住民生活課 民税係 ☎57-2111

## 黒澤 さん 入賞

6月に前橋市で行われた第41回群馬県商工会青年女性経営者の主張大会で優勝した黒澤 さんが、群馬県代表として9月14日に新潟県新潟市で開催された同関東ブロック大会に出場しました。政仁さんは商工会青年部や地域の活動に参加する中で感じたまちづくりに対する思いを熱く語り、見事に審査員特別賞を受賞しました。



# クラシックカーがやって来ます!!

クラシックカーレース「コッパ・デュレ・アウトストリク」が次のとおり開催され、11月13日(土)午前10時50分頃に、レースのチェックポイントである道の駅「万葉の里」にやって来ます。

このレースは、ヨーロッパを中心としたクラシックカーを使用し、定められた時間に対し、いかに近く走行するかを競うパレード形式のラリーです。また、参加者は開催地の風土や人情に触れることをレースの成績と同様に求めています。当日は、50台前後のクラシックカーが神流町を訪れ疾走しますので、是非ご声援下さいませようお願いいたします。

なお、天候及び道路事情により日程の変更がありますのでご了承下さい。



**開催期日** 11月13日(土)～14日(日)

**コース概要**

13日：軽井沢町 → 上野村 → **神流町**  
《午前10時50分頃》

高崎市 → 渋川市 → 安中市 → 軽井沢町

14日：軽井沢町 → 下仁田町 → 富岡町 → 軽井沢町

【問い合わせ先】 神流町役場 総務課 企画係 ☎0274-57-2111 (内線117)

山での暮らし、自然のしくみ、山と人とのつながり、と協力隊の磯野綾です。また、季節が変化しています。つい最近まで、緑一色であった山にどこか違ったものを感じることができました。朝晩は、とても冷え込み、木々の色が赤や黄色に色づいています。紅葉をこんなに真近に、変化を身近に感じるという経験は、四方を山に囲まれたこの町にいるからこそではないかと思えます。また、改めて見つめようとする、山はとても大きく雄大なものだと感じます。本当にたくさんの山に囲まれている町なのだなと、つくづく感じることができています。「山」と一言で

言ってしまう事は簡単ですが、実際に色んなものを見せられて、様々な事を感じさせてくれるのだと感じています。関心を持っているならば、もともとっと色んな事柄を知ることができ、「山」から広がっていく、たくさんの事柄があるので、山ではないかと、感じていた山での暮らし、自然のしくみ、山と人とのつながり、と協力隊の磯野綾です。また、季節が変化しています。つい最近まで、緑一色であった山にどこか違ったものを感じることができました。朝晩は、とても冷え込み、木々の色が赤や黄色に色づいています。紅葉をこんなに真近に、変化を身近に感じるという経験は、四方を山に囲まれたこの町にいるからこそではないかと思えます。また、改めて見つめようとする、山はとても大きく雄大なものだと感じます。本当にたくさんの山に囲まれている町なのだなと、つくづく感じることができています。「山」と一言で



とでも大きなカマキリ動いていた！なんてことがあったんです。こんなにも「生き物」がいるということに感動を覚え、驚いたりするんです。また、ゆっくりその動きを見つめていると、心のどこかにやさしい気持ちが生まれます。こうしたものがある、とても「豊かなもの」

み、山と人とのつながり、と協力隊の磯野綾です。また、季節が変化しています。つい最近まで、緑一色であった山にどこか違ったものを感じることができました。朝晩は、とても冷え込み、木々の色が赤や黄色に色づいています。紅葉をこんなに真近に、変化を身近に感じるという経験は、四方を山に囲まれたこの町にいるからこそではないかと思えます。また、改めて見つめようとする、山はとても大きく雄大なものだと感じます。本当にたくさんの山に囲まれている町なのだなと、つくづく感じることができています。「山」と一言で

であると感じるのです。また、秋になり、改めて振り返ってみて、暑かった夏をこうして無事に乗り越えられて、良かったな、と、心から思うのです。素直に、無事に過ごすことができたことへの感謝の気持ちが湧いてきます。私一人の力では、ここまで過ごして来れたな、と思ったのだと思うので、その気持ちがまた深まるので、す。また、直接関わることがなくとも、見えないたくさんさんの人の支えがあり、ここまで来れたのだということをお忘れはならないと感じています。全ての人にその気持ちを伝えていくことは、難しいけれど、この場をお借りして、その気持ちを記したいと思えます。皆さん、いつもありがとうございます。

協働隊 磯野綾の通信

あつこなみの通信

磯野綾

5

# かんままち 役場情報

神流町役場 ☎ 57-2111

総務課・住民生活課・産業振興課  
建設課・会計課・教育委員会事務局

中里合同庁舎 ☎ 58-2111

保健福祉課・中里支所

どちらに電話をかけても、内線転送できます。

## 国民年金

保険料を納め忘れた方には  
は電話による納付のご案内  
内をしています。

国民年金保険料の納め忘  
れはありませんか？

保険料の納め忘れなどで  
未納となっている方に対し  
て、日本年金機構が委託し  
た会社が電話により保険料  
の納付のご案内をしていま  
す。この際、個人のプライ  
バシーに関するることにつ  
いてお尋ねすることはありま  
せん。

なお、電話によるご案内  
は、平日だけではなく、土・

日や夜間にもしています。

大事な年金の受給権を失  
わないために、保険料はき  
ちんと納めましょう。

▽問い合わせ先 高崎年金  
事務所

☎ 027-1322-1773

1 学生納付特別制度  
学生は承認を受けると保険  
料の納付が猶予されます。

日本に住む20歳以上60歳  
未満の人は、全員が国民年  
金に加入しなければなりま  
せん。

20歳以上の学生も国民年  
金に加入することになって  
いますが、収入が一定額以  
下の学生については、申請

して承認を受けることによ  
り、学生期間中の保険料の  
納付が猶予される「学生納  
付特別制度」があります。  
この制度は、家族の収入  
に関係なく、学生本人の所  
得を基準として審査が行わ  
れます。ほとんどの場合、  
学生本人に所得がないこと  
から、大部分の学生はこの  
制度に該当すると思われま  
す。(一部の学校はこの制  
度の対象になりません。)

保険料の納付猶予を受け  
ている期間中に万が一の事  
故などで障害を負った場合  
には、障害基礎年金を受け  
ることが出来ます。また、  
猶予を受けた期間は年金を  
入されますが、老齢基礎年  
金額には反映しません。満  
額の老齢基礎年金を受ける  
ためには、10年以内に保険  
料を納めること(追納)が  
必要です。

承認期間は、平成22年4  
月から平成23年3月までで  
す。学生納付特別制度を申  
請される方は、役場国民年  
金担当の方へ、役場国民年  
金担当の手続きをしてくだ  
さい。申請は毎年必要です。  
なお、既に学生納付特別  
の申請をされていて、翌年

度以降も在学生見込みの方は、  
毎年3月に年金事務所から  
送付されるハガキ形式の申  
請書を郵送するだけで手続  
が出来ます。

▽問い合わせ先 住民生活  
課 国民年金担当

☎ 57-2111 (内線1  
48)

高崎年金事務所  
☎ 027-1322-1773

1 若年者納付猶予制度  
30歳未満の方は承認を受  
けると保険料の納付が猶  
予されます。

30歳未満の第1号被保険  
者で所得の少ない方には、  
国民年金保険料の納付が猶  
予される「若年者納付猶予  
制度」があります。  
この制度は、世帯主(同  
居の親族など)の所得に関  
係なく、本人及び配偶者の  
所得が一定の基準以下の場  
合に保険料の納付が猶予さ  
れるものです。

保険料の納付猶予を受け  
ている期間中に万が一の事  
故などで障害を負った場合  
には、障害基礎年金を受け  
ることが出来ます。また、  
猶予を受けた期間は年金を

受けるための資格期間に算  
入されますが、老齢基礎年  
金額には反映しません。満  
額の老齢基礎年金を受ける  
ためには、10年以内に保険  
料を納めること(追納)が  
必要です。

承認期間は、平成22年7  
月から平成23年6月まで  
です。若年者納付猶予制度を  
申請される方は、役場の国  
民年金担当で手続きをして  
ください。

申請は原則として毎年必  
要です。ただし、翌年度以  
降分もあらかじめ申請(継  
続申請)することもできま  
す。

▽問い合わせ先 住民生活  
課 国民年金担当

☎ 57-2111

高崎年金事務所  
☎ 027-1322-1773

年金受給者が死亡したと  
きはすみやかに届け出を  
しましょう。

年金を受ける権利は死亡  
するとなくなりますが、年  
金受給者が死亡したときは、  
「年金受給権者死亡届」を  
14日以内に年金事務所へ提  
出してください。

提出が遅れると年金が返払いになり、遺族の方から返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

また、年金は死亡した月の分まで支払われます。まだ受け取っていない年金がある場合、死亡時に受給者と生計をとともにして一定の範囲の遺族の方は未支給年金を請求できますので、死亡届と一緒に「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。

なお、提出する際には次の書類が必要になります。

【添付書類】

- ・「年金受給者死亡届」のみを提出する場合
- ①死亡した方の年金証書
- ②死亡の事実を明らかにすることができる書類
- ・未支給年金を請求する場合

前記の①・②に加えて

- ③死亡した受給者と請求者の身分関係を明らかにする戸籍謄本（全部事項証明書）
- ④生計をとともにしていたことを証明する書類（住民票等）

※これ以外にも添付書類が

必要な場合もありますので、くわしくは、ねんきんダイヤル ☎05770

105-1165へお問い合わせください。

## 児童扶養手当

8月から新たに父子家庭などの父にも拡げられました。  
(詳しくは7月号広報をご覧ください。)

18歳到達後、最初の3月31日までにある児童（障害がある場合は20歳未満の児童）を監護し、次のいずれかの条件にあてはまる「ひとり親家庭」の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に手当が支給される制度です。

### 条件

- 児童の父母が婚姻を解消
- 児童の父または母が死亡
- 児童の父または母が重度の障害
- 児童の父または母が生死不明
- 児童が未婚の母の子
- 等・・・ひとり親家庭に該当

※所得、年金受給などにより支給されない場合や減額になる場合があります。

児童扶養手当は申請により、原則翌月分から支給される手当です。該当すると思われる方は、お早めに申請ください。

●問い合わせ先・・・住民生活課 住民係（内線147）

## 恐竜センターリニューアル情報

### 第10回

## キレイな尾羽をもつ・カウディプテリクス



カウディプテリクスは1998年に中国・遼寧省の白亜紀の地層から発見された恐竜で、歯は上あごに棒状のものが8本あるのみで、他にはなかったようです。尾は短く、その先端には長い羽が保存されていました。この羽は抱卵や異性を惹きつけるために使われたと考えられます。また前足に比べて後足がとても長いことから、この恐竜は飛べなかったでしょう。この恐竜が発見された時、その姿と羽毛の存在から、鳥類に近い獣脚類とされましたが、他の恐竜との関係など多くの部分は謎のままです。その後の研究で、カウディプテリクスはシチパチやインゲンアなどを含むオピラプトロサウルス類に含まれることが提案されました。両者を比べると、その体型は大きく異なりますが、これはカウディプテリクスが他のオピラプトロサウルス類よりも5000万年以上も古いからです。白亜紀の時代には、このような羽毛恐竜が大地を走り回る姿をよく目にすることができたことでしょう。

※カウディプテリクスは別館3階に展示されています。

恐竜センター 久保田



# 議会だより

9月8日～17日

## 平成22年第3回 神流町議会定例会

### 【委員会報告】

#### ▽総務常任委員会

9月3日午後2時より委員会を開催いたしました。協議内容は、現在、町内に設置されております防犯灯をLEDにつかえる事業、予算額として1,344万円の進捗状況であります。前年度からの繰越明許事業として今年度実施するこの事業は、神流町の防犯灯480基をLEDにかえるもので、消費電力が少なく、省み、電球の寿命も十数年と長く、蛍光灯の交換し地区役員の皆さんに依頼して行っている現状の中、地区役員の大層な負担を軽減されるものです。

現在、担当課では、防犯灯1基ごとの現地確認を終え、一部の所有確認ができないものは東電に行き、設置に向け進んでいる状況であります。これからだんだんと日没も早くなることから、早急に始めるよう住民の期待に添えるようお願い申し上げます。

次に、住民生活課より100歳以上の高齢者で所在不明者についての報告がありました。

100歳以上の所在不明の高齢者に関する報道が多く伝えられておりましたが、神流町でも戸籍の調査を行ったところ、100歳以上の高齢者が所在不明者が6名いることが確認されたこととして、

町としては、100歳以上の高齢者については、その者に関係者がなく、また関係者不明のため、その者の生死及び所在についての

資料が得られない場合には、管轄法務局長の許可を得て死亡の原因として職権削除の記載をするべく進めたいものとすることがあります。

職権削除するかどうかは、戸籍の整理を必要とするかどうかに関する町長の判断によつたとされ、法務局や地方法務局において、積極的に消防を促す性格のもではないとされているため、慎重かつ適切な扱いをお願いします。

#### ▽産業建設常任委員会

7月23日、鬼石総合支所において、神流湖整備協議会の総会、8月9日、藤岡市役所において、高崎・神流・秩父線期成同盟会の総会、また、8月25日、甘菜町の「ら・ら・かんら」において、富岡・神流線期成同盟会総会、8月26日、下仁田町役場において、小平・下仁田線期成同盟会の総会にそれぞれ出席しました。

その中で、県の土木担当者、藤岡土木事務所長及び担当者に未改修の区間見直しや、今後の事業計画、改良の説明を受けてまいりました。要望区間に対して前

向きに検討を重ねておられると考え、これからも整備改良の要望をお願いします。また、8月27日産業振興課長より懇談会がありました。

農産物直売所の報告がありました。報告によると、設計段階で食品衛生上の問題、1,300万円程度になることとあります。また、町内に最近になって赤ジャガを売っている店が3店舗ほどでき、必ずしも直売で販売しなくても販路ができることを考慮し、直売所の建設を中止したとの報告がありました。

この事業については、今年3月より産業建設委員会としても数回の検討を行い、協議をしたわけであり、計画時に十分な余裕もなく立案し、町では苦渋の選択であったから多岐面からの検討も必要ではなかったかと思えます。

また、みかば高原荘の将来を考えた検討委員会の設置を行うとの報告がありました。みかば高原荘は、昭和54年に設置され、31年経過しております。老朽化が

進行し、将来を見据えた健全なあり方を協議する検討会を設置したいということとあります。

平成21年度の高原荘利用者数は、日帰り客を含め、前年比較より31%増加しておりますが、この検討委員会を通じ、宿泊施設として経営のあり方、観光施設としての活用のある方を探り、みかば高原荘の施設として検討を行うということとあります。

真剣な議論がなされ、検討が早急に始まることを望みます。

#### 【専決処分】

平成22年度神流町一般会計補正予算について  
(承認・可決)  
補正額 26,675千円  
総額 2,235,693千円

#### 【平成21年度 歳入歳出決算】

##### ●質疑

（一般計歳入の、総務費  
大野賢議員）  
国庫補助金、地域活性化、きめ細かな補助金4,904万円の内容について

《総務課長》この交付金の事業目的をいたしましては、国において、あすの安心と成長のための緊急経済対策の趣旨に沿ったきめ細かなインフラ整備事業として、平成22年3月12日に1億2,355万9,000円が交付決定されました。そのうち平成21年度内に一般会計で完了した2事業及び特別会計に対する繰出金の1事業、計3事業に充当した交付金額であります。

事業ごとに申し上げますと、1事業目として、総務費、広報・情報費、本庁舎を初めとする6公共施設内で災害情報等が見られます町ケーブルテレビ受信用モニター設置事業、60万円に対し、交付金全額を充当しております。

2つ目の事業として、中里支所費、支所のドアの改修費、これが44万5,000円このうち44万円をここに充当しております。

3つ目の事業として、簡易水道特別会計事業で、八幡橋及び森戸橋配水管橋架設架がえ工事並びに沖ヶ原簡水の、ろ過器改修工事分、これが7,33

3万9,000円、一般会計から繰り出しとなっておりますが、そのうちの4,800万円が交付金充当額となっております。

歳入未済額が7,451万9,000円となっております。これはその他の事業が繰越明許となった関係で、22年度の交付となる見込みです。

《天野賢議員》総務管理費、交通対策費、負担金補助及び交付金の負担金として、代替バス運行費負担金1,446万9,000円が支出されておりますが、この負担金算定方法及び実績、今後の見通しについて

《総務課長》代替バスの運行につきましても、平成9年11月末をもって、上信電鉄株式会社が本地域の路線バス事業を撤退したことから、関係市町村で開始いたしましたところでありまして、

城市町村圏振興整備組合に事務を移管して現在に至っております。ご質問にありました負担金の算定方法ですが、代替バスの運行費負担金については、前年度の運行実績によりまして負担金の額を求めるということになっております。したがって、平成21年度負担金につきましては、平成20年度の運行実績をもとに算出されております。

基本的には、運行に伴う赤字補てん額と運行会社に対する適正利潤を加えた額が関係市町村の負担金の合計額となります。

平成21年度の赤字補てん額は、經常収入2,775万2,000円から經常費用7,771万5,000円を差し引きました損益が4,996万3,000円と出ています。これからさらに県補助金、これが899万2,000円となつていますが、これを差し引いて出た額の4,097万1,000円、これが赤字補てん額ということですが、同じく平成21年度の適正利潤ですが、多野藤岡地域代替バス運行費補助金交付

要綱、これに規定する經常収入、先ほど申しました、2,775万2,000円に12.5%を乗じて得た額3,46万8,000円となりますが、これに定額の450万円を加えて得た額7,96万8,000円、これが適正利潤ということですが、これらを全体の実車走行距離、約41万2,000キロということですが、これに占める神流町分の実車走行距離、約12万3,000キロ、これが29.85%になります。これに基づいて算定しますと、神流町の赤字補てん額は1,209万円、適正利潤が237万9,000円となりまして、負担金の額は、全体で1,446万9,000円ということになります。これに決算書に提示されているように、また、代替バスにつきま

18年度から20年度までの3年間で6台のバスを更新し、すべてにノンステップバスを導入しております。そのほか、運送収入以外の収入確保を目的に車体広告、それから、土日・祝日並びに夏休み期間中を限定にフリー乗車券を導入しております。

最後に、今後の見通しですが、先ほどのバスの更新等により、多少ですが、老朽化に伴い発生していた修繕等の經常費用が減少すると思われるので、当面は負担金も横ばい、もしくは減るかと思われます。

また、代替バスにつきましても、本町唯一の路線バスであります。敬老割引による利用件数も450件を超えておりますので、今後ともバスを必要とする方々のためにも関係機関と調整しながら、積極的な利用を促進して行きたいと考えております。

《二ツ橋良平議員》町民税、個人、現年課税分、普通徴収の中に神流町に住所を有しない者で、町内に事務所、事業所または家庭数を

有する者に家屋敷課税というものがあられると思われませんが、どのようなものに課税していいのか。その課税者数と課税方法について

《住民生活課長》 地方税法第294条第1項第2号により「市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者には均等割額を課税する」となっております。

課税内容は、平成21年1月1日現在、神流町に家屋敷を有する個人で神流町に住所を有していない方に、町県民税の均等割、年税額で4,000円で、そのうち3,000円が町県民税、1,000円が町県税とされるものです。

神流町以外にお住まいで神流町内に自己または家族の居住の用に供する目的で住所以外の場所に設けた独立性のある住宅を有している方に、1年に1度申告書を送り、利用状況を記入していただきます。その申告書及び住民登録地の課税状況に基づき課税させていただきます。

なぜこのような制度があ

るかといいますと、先ほど言いました地方税法第294条第1項第2号の規定に基づき、神流町町内に事業所、事務所、店舗、家屋敷を有する個人で、神流町内に住所を有しない人についても、事業所、事務所、店舗家屋敷を有することで神流町の行政サービスの受益者となっていることから、応益性の見地から町民税、県民税均等割の納税義務を負うこととされています。

平成21年度の調査対象戸数は27戸で、調査の結果、22人の方に課税し、6万6,000円の町民税を納付していただきました。

《二ツ橋良平議員》 一般廃棄物処理事業費、委託料、業務委託料の決算額が832万9,544円となっております。その中で、一般廃棄物運搬処理委託料539万2,494円支出されておりありますが、この実績内容と町の今後の推移予測について

1万6,000円と、ごみ検査料1台1,000円を平成21年度合計49台と、混合格、白瓶、茶瓶、合計3万5,566キログラムと、(魔石青ボードで142万4,796円を群馬中高原雇用福祉事業団へ支払い、廃プラチック、布団、布、可燃ごみの合計7万5,020キログラムと運搬費28台分で378万7,098円を株式会社エコ計画へ支払い、木くず44立方メートルと運搬費2回分を合わせて18万6,000円を大和建設株式会社へ支払い、3社の合計で539万2,494円となったものです。

平成19年度神流町での年間ごみ排出量6466トン、平成20年度6303トン、平成21年度6455トンとなっており、一般廃棄物処理委託料は、平成19年度572万6,183円、平成20年度567万8,220円、平成21年度539万2,494円となり、過去3年間のごみの排出量が年間6303トンから6455トンの実績に基づき、今後も多少の増減はあると思われませんが、今年度並みの支出が予

想されます。

《新井重信議員》 老人保護措置費委託料78万9,372円の実績内容について

《保健福祉課長》 老人保護措置費とは老人福祉法第10条の4第1号で介護及び同法11条老人ホームの入所等の規定により、市町村が老人の必要に応じた居宅介護サービスの供与委託、または老人ホームに入所の措置等をとった場合の後、入所者の処遇に充てる生活費、施設職員の人員費、施設管理に要する費用などに支弁される経費のことを指しております。

また、老人ホームに入所を委託する場合の措置対象者としては、家族もしくは親族からの援助や介助並びに介護等の協力や欠如しており、自身のみで生活することが困難であると認められることや、所得額が少なく、経済的に生活が困窮しているなどの条件などがございいます。

平成21年度4月1日現在における措置入所者は4名であります。

同年8月下旬、新たに1名の緊急措置入所者の増員がありました。同年9月上旬に特別養護老人ホームへの移動に伴う退所者1名、また10月に死亡による退所者1名の、計2名が減となりましたので、平成22年1月以降の措置入所者は3名となっており、これらの措置入所に係る経費となっております。

委託施設につきましては、本市の近距離にあります藤岡市内の2施設に委託しております。

《新井重信議員》 「生活機能評価委託料220万9,932円」「高齢者の筋力向上トレーニング事業委託料32万7,600円」の内容について

《保健福祉課長》 まず、生活機能評価というものが、介護保険法によりまして、満65歳以上の方を対象に運動や栄養、口腔機能などの生活機能の低下のおそれのある方を早期発見するために、平成21年度から実施となった健康診査でございいます。

りますが、介護予防のため高齢者への特定健診の生活機能評価を健康づくり財団へ委託するというものでございます。75歳以上の後期高齢者の方が247名、65歳以上から75歳未満の国民健康保険加入高齢者が279名となっております、合計で529名分の委託料でございます。また、委託料の中には、財団への受診票作成委託料も含まれております。次に、高齢者の筋力向上トレーニングの事業委託料ですが、これは生活機能評価で特に運動機能の低下している者に対し、介護予防のために、東京から健康運動指導士の講師を招き、「おたっしや運動教室」と題しまして実施した、筋肉向上トレーニングを行う委託料であります。

昨年9月から12月までの毎週金曜日、12週にわたって健康づくり支援センターで行い、初回と11回目には、体力測定も行っており、参加者は延べ177名でありました。

（土屋哲己議員）有害鳥獣捕獲報奨金の60万円、その内容と実績について  
 《産業振興課長》現在、農業を営んでおられる方は、さまざま有害鳥獣対策に頭を悩まして、そして苦しんでおります。その中でも、特にイノシシ、シカ、野馬、カモシカ、クマ等の有害鳥獣がせつかに育てた野菜や果樹を一夜のうちに荒らしてしまい、農業経営に大きな打撃を与えております。本報奨金につきましては、それらの対策に伴う費用でございますが、狩猟期間内における駆除と狩猟期間外は危険度の高い狩猟期間外は、ほんのわずかしが捕獲できないのが現状であります。

その具体的な駆除頭数ですが、狩猟期間内において、イノシシは44頭、シカが82頭、狩猟期間外におきましては、イノシシ1頭、シカ2頭、合わせましてイノシシが年間45頭、シカが年間84頭となっております。なお、駆除に対する報奨金は、県で定める単価で積算し、イノシシが1頭につき4,000円で計18万円、シカが1頭につき5,000円で計42万円、合計で60万円となっております。なお、参考までに狩猟期間外における捕獲につきましましては、県の2分の1の補助を受けて事業を実施しております。

（土屋哲己議員）林業再生緊急路線網整備事業補助金、914万6,000円、その事業内容と実績について  
 《産業振興課長》林業再生緊急路線網整備事業とは、あまりなじみのない事業ですが、実は、平成21年度当初予算におきましては、林業作業道総合整備事業として事業を執行する予定で予算を組んでおりました。作業道の開設事業分を、昨年、冬の仕分け作業によりまして、急急路線網整備した林業再生緊急路線網整備事業として昨年の12月に新たに生まれ変わった事業でございます。つまり、既存の作業道の開設分が、この林業再生緊急路線網整備事業になりまして、その他の事業の今までの分と、林業作業道総合整備事業に分かれたものでございます。この林業再生緊急路線網整備事業の決算額が914万6,000円となっております。作業道開設分4路線分でありまして、その21年度の総延長、これは1,942メートルでございます。財源については、その開設部分の延長1メートルにつき2千円の県の基金を充當いたしまして、残りの3分は2を県の補助金として受けております。それによりまして、今までの作業道よりも、既存の事業よりも町にとつては優遇された内容となっております。参考までに、4路線分とは、上ノ山線、瀬早太田線、スカハト線、太平頭線と、その4路線となっております。

（土屋哲己議員）地域活性化施設特別会計備品購入費、恐竜化石等1,131万3,750円、その実績内容について  
 《産業振興課長》これは国の交付金事業を活用して、恐竜センターのリニューアル事業として実施した事業です。具体的には、この決算額は2種類の契約により、事業を執行いたしました。まず、1種類目ですが、モンゴル恐竜の化石としてシチパチの抱卵化石、あるいはプロトケラトプス、タルボサウルス等の化石など、これらのレプリカ購入費や、それらを展示するための展示ケース等の備品購入費が551万2,500円となっております。これらほつと特殊性のある備品購入費でした。次に、2種類目の契約ですが、これはドロマエオサウルスの全身骨格模型ほか16種類に及びます。各種恐竜の全身骨格模型等の購入費が592万9,500円となつていまして、これも本当に特殊な備品であります。これらの備品につきましては、扱っている会社が非常に少なく、2社の見積もり合わせ結果によりまして契約し、安価の業者から購入いたしました。以上、これら2種類の事業費合計が1,131万3,750円となり、大変高額となっておりますけれども、

いずれにしましても、これらの恐電化石等は、国の交付金の活用によりまして魅力ある恐電センターに生まれ変わり、本来の目的であります博物館的要素のある質の高い恐電センターにしたいことを申し添えさせていただきます。

〔土屋哲己議員〕この中に「恐電化石等」と「等」が使っている、2種類のもをを購入したので、「等」がついているということなのか。

〔産業振興課長〕この「等」につきましては、「恐電化石」とそれを展示するために「展示ケース」があったために、「恐電化石等」という表現をさせていただきます。化石と展示ケースの事でございます。

〔齋藤カミヲ議員〕災害復旧工事費、林道七久保・橋倉線3号箇所4,041万2,500円の工事内容等について

〔建設課長〕林道七久保・橋倉線は、平成19年災害で3カ所被災しました。1号箇所、2号箇所、3号箇所の分割1号、分割2号は平

成20年度で完成しましたが、3号箇所の分割3号は繰越事業で実施しました。4,041万2,500円は、分割3号分のり面を安定させるためのロックポルト、長さ4・5メートルのものを321本、のり面保護工として植生基材吹きつけ工を2,201平方メートル、地すべり対策工として長さ12・5メートルから13メートルのアンカーポルトを10本、受圧版10機、あと水を抜くための集水ボーリング、長さ13メートルを10本、あと崩落の際に壊れたアンカーの再緊張、引き直しを8本とそれに伴う土工53立方メートルの掘削等でありま

す。

〔齋藤カミヲ議員〕簡易水道特別会計の工事請負費、改良内容及び簡易水道この事業内容及び予定されている今後の改良計画について

〔建設課長〕工事請負費8,262万5,000円の内容であります。万場簡易水道の工事といたしまして、導水管設置工事、内径10センチメートルの導水管を1,200メートル天狗沢より

第2浄水場まで設置しました金額が1,067万8,500円、生利地区給水管切り換え工事15カ所412万6,500円、第2浄水場改修工事、急速攪拌機2機、緩速攪拌機2機、ろ過機、砂洗浄で700万3,500円、第2浄水場原水濁度計、PH計改修工事294万、青梨簡易水道の工事といたしまして、青梨簡易ろ過器改修工事4,047万7,500円、魚尾簡易水道の工事として、魚尾地区内国道462号道路改良に伴う配水管移設工事、内径5センチメートルの配水管を44・5メートル65万1,000円、魚尾地区給水管布設替え工事、一部石綿セメント管のこと

ろがありまして、布設替えを内径7・5センチメートルの配水管を120メートル42万3,500円、間物小水道の工事として、配水管布設替え工事として、260メートルの前払

金1,247万円で、間物小水道の配水管布設替え工事は22年度へ繰り越してさせていただきます。以上、計8,262万5

00円の事業内容であります。続きまして、今後の改良計画であります。平成22年度で神ヶ原簡易水道のろ過器の改修、万場簡易水道の八幡橋、森戸橋の配水管橋梁添架等実施予定であり、また、忙しい改良工事は、交付金事業のおかげをもちましたが、未給水地区もありますので、未給水地区の解消や維持管理面から施設の統合せき折、財政当局とも相談しながら、安心・安全な水の安定供給に努めていきたいと思っております。

〔高橋豊治議員〕万場小学校管理費、中里中学校管理費、節備品購入費について

〔教育委員会事務局〕万場小学校の地デジ対応テレビ購入費について、276万3,915円の

テレビ8台、教室用178万9,200円、50型テレビのスタンド8台39万9,840円、42型テレビ1台、これはスタンドつきで、職員室用18万3,120円を購入いたしました。この事業の実施に伴い、ブリスター取りつけ及びテレビ並びにスタンドの設置料等が39万1,755円となり、合計で276万3,915円でございます。

次に、中里中学校の地デジ対応テレビ購入費についてご説明いたします。152万2,710円の

内訳でございますが、50型テレビ4台、教室用89万4,600円、50型テレビのスタンド4台19万9,920円、42型テレビ1台スタンドつき、職員室用18万3,120円を購入いたしました。また、この事業に伴いましてブリスターと机及びテレビスタンド設置費用が24万5,070円となり、合計で152万2,710円でございます。

補正予算  
一般会計補正予算および特別会計補正予算について  
(可決)  
平成22年度補正予算(平成22年9月定例会)  
(単位:千円)

種別	補正額	総額
一般会計	30,045	2,265,738

特別会計

種別	補正額	総額
国民健康保険	△19,815	451,067
老人保健	1	1,171
万場診療所	780	84,807
国民健康保険直営 中里診療所業	△6,439	66,722
介護保険	13,611	421,217
みかほ自然村事業	452	50,449
地域活性化施設	△5,416	80,324
簡易水道事業	2,977	113,477

50円を受けて実施いたした。  
〔高橋豊治議員〕中里中学校管理費の工事請負費、太陽光発電設置工事912万7500円の発電ワット数、また東電への余剰電力の売電等について  
〔教育委員事務局長〕中里中学校屋上に太陽光発電システム、発電能力は10キロワットが設置されました。天候に左右されませんが、この発電により、およそ2教室分の蛍光灯電力代としまして賄われることとなりまして。また、余剰電力の売電額ですが、4カ月の

の今まで1万1,064円、月平均にしますと2,760円となっております。なお、4月から電気代が昨年同期と比べますと月平均9,191円安くなっておりまして。また、学校に太陽光発電システムを設置する目的の一つに生徒が地球環境、地球温暖化に関心を持ってもらおうとも挙げられておりますので、玄関に設置されました発電モニターを見て、生徒の地球環境、地球温暖化に対する意識も高まっているものと思われまます。太陽光発電設置工事費912万7500円及び設計委託料105万円、合計

- いたしますと1,017万7500円に對しまして、国からの補助金998万円を受けて行っております。
- 平成21年度神流町一般会計歳入歳出決算及び10特別会計歳入歳出決算の認定について(認定)
  - 一般会計歳入歳出決算および10特別会計歳入歳出決算については、広報かなん10月号をご覧ください。
- ▽条例
- ①神流町職員定数条例の一部を改正する条例について
  - (可決)
  - ②神流情報・物産拠点施設条例の廃止について(可決)
  - ③神流町罹災者支援施設条例の制定について(可決)
  - ④神流町防災ヘリポートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について(可決)
  - ⑤神流町遊歩地域自立促進計画の制定について(可決)
  - ⑥本町単身用住宅新築工事請負契約の締結について(可決)

【議事】

町長として、早4期目が終了となります。今日までのような事業を行い、どのような心構えを持ってこられたか。  
また来春の町長選に出馬するかどうか。また、出馬しないのなら後継者を立てたいかどうか、お聞きいたします。

〔町長〕  
まず、町長として4期目の間にどのような事業を行ってきたか。  
思い起こせば町議会議員のころ、古くから「奥多野の都」と呼ばれておりました。紡績業華やかな時代から万場町の衰退の陰りが見える状況を目の当たりにしてきた私は、胸の奥に「俺に何かできることはないか」と湧き上がるものを強く感



町長の考えについて

【一般質問】

じておりました。  
そして、そのときが平成9年7月29日、真夏の悪夢のような現職町長の不慮の逝去から始まりました。私は町長候補に名乗りを上げ、「町民の目線に立った町政」を信念のもと、また町民の信託に応えるべく戦い、9月14日に初当選することができました。  
そして、町長としての第一歩を踏み出し、本日に至っております。その間、就任1期目は、上信バスの撤退により代替バスの運行、特別養護老人ホームの誘致、道の駅または福祉バス導入、中学校までの医療費無料化道の駅「万葉の里」などを手がけながら、平成12年4月に地方分権一括法の施行を受けて、その当時、群馬県で一番小さい万場町と中里村の合併について職員勉強会を開始し、翌13年6月には任意合併協議会を設立いたしました。  
就任2期目は、「自治の灯をともし続けるために」を合い言葉に、合併に邁進しました。  
平成13年12月1日に法定協を設置し、本格的に合併

を推進しました。

そして、16カ月後の平成15年4月1日に、当時の合併関連法下において、群馬県で最初の合併として、人口3、187名の神流町が誕生いたしました。と同時に、私は町長職を失職したわけでありました。

私は、合併を行った責任者として4月27日執行の神流町長選挙に立候補し、初代神流町長として、また町長3期目として当選することができました。

そして、即座に町民が安心して生活を営める新しいまちづくりに必要な予算の調製、総合計画の策定、千里中学校体育館の整備等に着手をいたしました。

この任期中には、ほかに小中学校の統廃合、ケーブルテレビの開局、万場医療センターの新設等の事業も実施をいたしました。

そしてまた、平成19年4月27日に任期を迎えるに当たり、引退も考えていましたが、支持者をはじめ、各方面の方々から統投への要望が日ごとに増し、信託にこたえるべく4期目を決意し、7つの重点プロ

ジェクトをマニフェストに掲げ選挙に臨み当選することができました。

以来、マニフェストに沿った重点事業として、水道、町道のライフラインの整備、有償タクシードや学童保育所の開設による少子高齢化対策、それに区と町の連携活性化のため地域担当職員制度を導入いたしました。また、国道462号の、いわゆる

ダム街道の改良を町民とともに道路管理者である群馬県に要望したところ、早々に道路改良が進められておりますが、これも各位の努力の賜と存じております。

さらに、平成20年度から今年度にかけては、国の地域活性化交付金を基にして、旧万場中学校の解体、地蔵堂センターのリニューアル、旧万場中学校の解体、地上式消火栓への更新、ウォーターの新設、簡易水道等々、町民の生活に直結した施設や機械設備の新設と更新を急速的に整備することができました。加え、年度内には単身用住宅の建設及び防犯民のLED化も完了し、町民の安心・安全が高まると

と確信しております。なお、懸念だった万場小

学校については、来年度に新校舎が完成する予定であります。

私の任期は、来年4月までの約半年を残すのみとなりましたが、願ひますと、平成9年9月に初当選以来4期13年間、浅学非才な私ではありましたが、また、町長は何もしていないような長はありましたが、

町長としては町民の目標に立った町政をやつてこられたと自負しております。政治家冥利に尽きると実感しております。これも、偏

えにも二重にも議員さんのご助言・ご協力やお互いの研鑽があったからこそだと感謝申し上げます。

さて、次に、来春の町長選に出馬するかどうか、出馬しないなら後継者を立てるかのご質問でございますが、私個人といたしましては、首長の多選はどちらかというところ余り賛成ではございません。来年の選挙にはぜひ意欲のある出馬を希望しておられる方の出馬を望んでおるところでございます。

また、私が出馬するか、いなかについては、今のところ

ろは白紙でございます。今後、後援会、また支持者と相談をしていきながら決めていきたい、そんなふうに思っておりますので、よろしく願ひしたいと思います。

**環境宣言の町として  
日頃の取組みについて**



（齋藤カミツ議員）

神流川は、まことに残念ながら4位に下がりました。整備局は、水質、調査時期の降雨の影響を指摘し、川が汚れたわけではないと説明しております。

齋藤議員ご指摘のとおり、川は1地域だけで良くなるものではありませんが、環境宣言の町として、環境対策事業として、4つの主要政策を推進しております。

まず1つは、神流町の環境対策として合併浄化槽設置を推進し、水質の保全と生活環境に役立てること、及び神流川の復元につなげるため、水質浄化や河川整備をの関する事業としてカジカ

7月30日の上毛新聞紙上で、5年連続関東一の清流に選ばれていた神流川が、順位を4位に下げたとあり、昨年11月の検査時は、降雨のため、水質が低下していたとはいえ、大変気になる記事でありました。

川は、1地域だけでなくなるものではありませんが、「環境宣言の町」として何らかの努力をしていかなければと思います。町長のお考えをお聞かせ下さい。

（町長）

国土交通省関東整備局の推薦ランキング発表で、昨年度までは5年連続で1位の

するため間伐等の整備を行うことにより、森林整備や森林環境保全を図っております。実施事業として美しい森林づくり、基盤整備事業、民有林造林事業、緑の少年育成事業、林業作業道保護整備事業等を行っております。また、農地の整備対策と

して耕作放棄地の刈り払い、  
 抜根、耕起、整地等を行い、  
 農地を再生させ、農地環境  
 保全を再興事業として耕作  
 放棄地再生事業、特定農産  
 物栽培対策事業を行ってお  
 ります。

また、ごみ対策として全

国環境月間の趣旨を尊重し、  
 神流町の美しい環境を保存  
 するため町内1世帯1人以上  
 上の参加をお願いし、全町  
 一斉クリーン運動の実施や  
 レジ袋の削減等、容器包装  
 使用の合理化推進、不法投  
 棄防止の看板設置やパトロ  
 ール、古タイヤ等の有料回  
 収などを行っております。  
 この恵み豊かな環境、神流  
 町の清流を守り続けるため  
 に、今後も皆様のご理解を  
 いただきますが、さらにそ  
 の普及に努めて行きたいと  
 考えております。

（齋藤カミツ議員）

環境と一口で言うと幅広  
 くいろいろな面であります  
 が、この神流の水質のこと  
 に関しましては、私は神流町  
 全家庭にアクリルタワシを  
 町からとりあえず1個ずつ  
 配っていただいで、普及に  
 努めていただければと思い  
 ます。多くの町民の方々は、

このタワシの良いことを知  
 っていると思います。第1  
 に、洗剤を使わなくても、少  
 しぬるま湯であれば食器が  
 きれるま湯です。また、  
 アクリルタワシは安くて丈  
 夫なので、どうかご検討い  
 ただけないでしょうか。

（町長）

私は、そのものがよくわ  
 かりませんけれども、担当  
 課長と、よく検討させてい  
 ただいで、できればそのよ  
 うにしていきたいと思います  
 （齋藤カミツ議員）

私は、水質の汚濁度を示  
 すBOD数値は家庭からの  
 排水が大きな要因であると  
 思います。町では合併浄化  
 槽を推進しており、大変良  
 いことで、1軒でも多く設  
 置できるように私からもお  
 勧めしたいと思っております。  
 しかし、合併浄化槽だか  
 らといって、必ずしも、き  
 れいな水が放流されること  
 うわけではありません。合  
 併浄化槽、単独浄化槽、く  
 み取りトイレの、どの家庭  
 にも共通してお願いしたい  
 ことは、台所の洗剤の使い  
 過ぎ、また洗濯用洗剤の場  
 合は、洗濯物の量に応じた  
 洗剤の量でお願いします。

最後に、単独・合併浄化槽  
 の方々に注意していただき  
 たいのは、塩素濃度の強い  
 薬品を、なるべく浄化槽内  
 に入れないようにすること  
 う事です。浄化槽に多量の  
 塩素系薬品が入ってしまう  
 と、浄化槽内のバクテリア  
 が減少、または死滅してし  
 まう恐れがあり、曝気はさ  
 れていても浄化されないとい  
 う状態になってしまいま  
 す。こういう状態になって  
 しまつと、周りに悪臭を放  
 ちますので、十分注意をし  
 ていただきたいと思いま  
 す。これからも皆さんで気を  
 つけて環境を良くしてい  
 きたいと思えます。

高齢化比率日本二になる  
 といわれる神流町の今後  
 への対応について



（天野 賢議員）

去る7月18日、毎日新聞  
 紙上の「明日はあるか？」  
 という特集の中で、神流町  
 が取り上げられました。そ

の内容は2008年12月に  
 国立社会保障・人口問題研  
 究所が発表した2035年  
 には神流町の人口が920  
 人余りに減少し、14歳以下  
 は25人前後、15歳から64歳  
 の働き手が約2500人に  
 対し、65歳以上は650人と  
 7割を超え、高齢化比率が  
 日本一になるという推計に  
 特筆したものでした。

現在の神流町は、人口の  
 減少などで地域の商工業者  
 や住民は活力を失いつつあ  
 ります。推計とはいえ、こ  
 の新聞記事を見たという複  
 数の町民の方々から、現在  
 の生活の厳しさや将来に対  
 する不安の大きさなどを聞  
 かされました。その話の中  
 から私は、議会議員とし  
 ての立場の重さと責任を改  
 めて痛感いたしました。町  
 長もこの新聞記事をこら  
 になったそうです。神流  
 町行政の最高責任者が、神  
 流町民の生活をどう守り、過  
 疎化の進む神流町をどう維  
 持していくかとしておられ  
 ているか、理念と政策につ  
 いてお伺いします。

（町長）

質問にありました記事は、  
 去る7月18日の毎日新聞の

一面トップに掲載され、私  
 だけではなく多くの住民の  
 方々がショックを受けたの  
 ではないかと思われました。  
 この記事により毎日新聞社  
 は何を伝えたかったかとい  
 いますと、数十年先には日  
 本国が神流町化、すなわち  
 若少子高齢化になる警鐘を  
 鳴らしているものではない  
 かと思われています。

いずれにしても、この数  
 値は、国立社会保障・人口  
 問題研究所が平成17年国勢  
 調査の数値をもとに、コ  
 ーホート要因法により幾つか  
 の補正率を組み合わせて人  
 口を推計したものであり、  
 我が国における人口推計を  
 行う場合の一般的な方式と  
 なっております。

しかるに、本町が何も政  
 策を講じなければ、推計の  
 とおり25年後には920人  
 となりおそれがあると思え  
 られます。

しかし、これはあくまで  
 も推計上のことであって、  
 私たち町政をあずかる者  
 たちとして、町民の幸  
 福追求のためにさまざまな  
 方策を画策し政策を施行す  
 ることにより、25年先の本  
 町の人口減少率をおのずと





資金を与えてやれば、恐らく都会の若い人達は来てくれるんじゃないか。これはやってみたいというからないことですけれども、そんなふうにも思っておりません。まして、そういう所で有機農業でもして、神流町には先生と言われる有機農業の先駆者がおられます。そういう人たちが元気なうちに指導を受けながらそういうものをやって、ある程度の生活が安定できればいい。ということでは恐らく今都会の方でも雇用問題が大変深刻な状態でございますので、こういうところへ行ってみようかと考えているんじゃないか。ぜひそういう人を呼んでみたい。

人によっては、そういう広いところじゃなくて、生活の安定さえできれば、昔からあった段々畑を整備して、棚田じゃないんですけれども、そういうものに取り組んでもみたいという若者がいるかもしれない。そういうことでぜひ若者が入らなければ、どうしようもないということは私実感しておりまして、ぜひ若い人を呼び入れて活性化していくのが、まづいろいろな支援や補助をしていくよりも大事ではないかと思っております。

(天野 賢議員)

町長が先ほどおっしゃられたことが実行されていけば、多くの住民の方々も安心して町の将来にも期待ができると思います。

先日行われました民主党代表選の際、菅・小沢両候補とともに、地方自治体の自立を目指す地域主権改革を重要施策に掲げておりました。その中で、従来の紐つき補助金を使い道が自由ないく地方重視の話もありました。国が大きく変わろうとしているとき地方自治体も政府の指針を注視し、将来の政策をしっかりとして、町長の強いリーダーシップのもと、職員・住民が一丸となって政策を実現していくことが過疎化を少しでもおくらせる条件になると考えますので、来年度の事業計画と予算づくりに当たってもその点にご配慮をお願いします。

# 包括支援センターだより

～ 介護予防シリーズ ～

第12回 高齢者の住宅改修事業

高齢者または要介護認定を受けた方が住宅改修工事をしたい場合、次の補助制度があります。

事業	神流町補助事業	県費補助事業	介護保険制度
対象者 [居住し住所 を有する人]	本町に居住する65歳以上の老人のいる世帯	自立、要支援、要介護1の60歳以上の者がいるひとり暮らし世帯。又は世帯全員が60歳以上の世帯で所得税非課税世帯	要支援1・2又は要介護1から5(自宅において自立した日常生活を営むためや、介護者の負担を軽減するための改修です)
手続き	写真及び見積書を添付し事前申請が必要(保健福祉課福祉係)		事前に介護支援専門員または地域包括支援センターへ相談
工事内容	補修・改修等で、廊下・浴室・便所・玄関等の手すり設置や段差解消等の、家屋内におけるバリアフリーを伴う工事		段差解消・手すり取付け・洋式便器への取替え他指定された工事で、住宅内で安全に生活できるための工事
補助割合・限度額	・補助対象工事費の1/3 ・補助限度額20万円	・補助対象工事費の5/6 ・補助限度額50万円	・支給対象工事費の9/10 ・給付限度額18万円
精算手続き	工事費全額の支払い後、領収書を添えた実績報告書の提出後に補助金を支給		工事費全額の支払い後、自己負担分(1割)を除く9割分を支給
利用回数	一つの家に1回を限度		原則としてお一人につき1回です。(合計が20万円以内であれば時期を分けて工事しても可)

ご不明な点の  
問い合わせ先



神流町役場 保健福祉課 福祉係  
保健福祉課内 地域包括支援センター

TEL 58-2111  
TEL 58-2933

今回は「包括支援センターの役割について」です。



**全国「女性の権利ホットライン」強化週間**

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、来る11月15日(月)から21日(日)までの一週間を「女性の権利ホットライン強化週間」として、夫、パートナー、からの暴力やストーカーなど、女性の権利に関する相談・悩みごとについて、の電話相談窓口を開設します。「女性の権利ホットライン」専用電話番号は全国共通 ☎0570-070810

☎0570-070810  
※携帯電話からも接続可能です。ただし、PHS・IP電話からは接続できません。

○受付時間  
午前8時30分から午後7時00分まで  
日曜日と土曜日は、午前から午後5時まで  
対応は、法務局職員と人権擁護委員が当たり、秘密は固く守ります。  
▽問い合わせ先  
前橋地方法務局人権擁護課  
☎0277-221-4466  
☎0277-220-4208

**労働基準監督署内の課名を分かりやすく変更**

10月1日より  
厚生労働省は、課名を業務内容に沿った名称に変更します。

現在使用している「第一課」「第二課」などの課名は、左記のようになります。今回の変更は名称のみで、受付窓口等の変更はありません。

○藤岡署の場合

【現行】【変更後】

第一課 → 監督課  
第二課及び庶務業務担当 → 第一課  
第三課 → 労災・安全衛生課  
(労災及び安全衛生業務担当)

**戦後強制抑留者の皆様へ**

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が、10月25日(月)から始まりました。

●対象者は、戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方です。

●請求受付期間は、平成22年10月25日(月)～平成24年3月31日です。

●当基金から請求書をお送りします。まだお手元に届いていない方は、当基金にお問い合わせください。

▽問い合わせ先  
独立行政法人平和記念事業特別基金 事業部特別給付金担当

☎0570-059-204  
(ナビダイヤル) (IP電話、PHSからは03-5860-2748)

○受付時間 平日9時～18時  
(土曜、日曜、祝日はご利用いただけません)

**経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)のご案内**

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまつたときに資金を借入れることが出来る制度で、中小企業を守るために国がつくつた共済制度。無担保、無保証人で、積み立て掛金の10倍の範囲内(最高3,200万円)で、被害額相当の共済金が借入れ可能。毎月の掛金も税法上、必要な経費または損金に算入できます。

詳しく内容のお問合せは加入申込は、商工会、金融機関の窓口で取り扱っています。※制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

中小企業基盤整備機構共済制度URL <http://www.smf.go.jp/kyosai/index.html>

中小企業基盤整備機構 1ルセンター ☎050-5541-1717

**「第62回人権週間」について**

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、来る12月4日から10日までの一週間を「第62回人権週間」と定め、全国的な各種行事を企画しています。

前橋地方法務局及び群馬県人権擁護委員連合会では左記のとおり特設人権相談所を開設します。

子どもに関すること、家庭内や近所のもめごと等、人権問題や困りごとなどで悩んでいる方はどのようなことでも構いません。特設人権相談所へお越しくください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

●日時 12月2日(木)  
午後1時～3時  
●日時 12月3日(金)  
午後1時～3時

場所 鷗々ランド会館  
場所 中里合同庁舎  
▽問い合わせ先  
前橋地方法務局人権擁護課  
☎0277-221-4426

## 平成22年分年末調整説明会のお知らせ

税務署では、給与所得者に係る年末調整説明会を開催いたします。

なお、説明会で使用する資料は、郵送にてお送りしてありますが、お持ちでない方は、当日説明会会場でお渡しいたしますので、会場受付にて担当にお申し付けください。

▽日時 11月11日(木)

10時30分～12時00分

14時00分～15時30分

会場 藤岡みかばみらい館 小ホール

藤岡市藤岡2728

対象地区 藤岡市

▽日時 11月18日(木)

13時30分～15時00分

会場 魅々ランド会館

神流町大字方場40

対象地区 神流町・上野村

※対象地区以外の会場にも出席いただけます。

▽問い合わせ先

藤岡税務署 代表電話番

号 ☎0274-2210

971 自動音声案内の

「2」を選んでください。

税務署の担当部署へおつ

なぎします。

(注)用紙は従来どおり税務署の窓口でもお受け取りいただけますが、一部の用紙につきましては、国税庁のホームページから各種用紙のダウンロードやコピーにより使用することができ

## 平成22年分青色申告決算等説明会のご案内

税務署では、青色申告決算書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて、次のとおり説明会を開催します。

なお、説明会で使用する資料は、当日、会場で配布

します。

関東信越国税局のホームページにも掲載されます。

http://www.rita.go.jp/kanto

shinetsu/

事業・不動産所得関係

▽日時 12月1日(水)

13時30分～15時30分

会場 藤岡商工会議所

対象地区 藤岡市

▽日時 12月2日(木)

13時30分～15時30分

会場 神流町商工会館

対象地区 神流町・上野村

▽日時 12月8日(水)

14時30分～16時30分

会場 藤岡市鬼石商工会館

対象地区 藤岡市鬼石地区

※対象地区以外の会場にも出席いただけます。

▽日時 12月7日(火)

13時30分～15時30分

会場 J A たのふじ平井支店

対象地区 藤岡税務署管内

※講師は、税務署職員又は税務署が依頼した税理士が行います。

▽問い合わせ先 藤岡税務署

個人課税部門

☎0274-2210973

直通

税務署からのお知らせ

相続または贈与等に係る生命(損害)保険契約等に

基づく年金の税務上の取扱

いの変更について

この度、遺族の方が年金

として受給する生命保険金

のうち、相続税の課税対象

となった部分については、

所得税の課税対象になら

いとする最高裁判所の判決

がありました。そこで、こ

のような年金に係る税務上

の取扱いを改めるとした

ります。これにより平成17

年分から21年分について所

得税が納めずとなり、その

納めずとなり、その納めず

税が還付となります。

お手数をおかけしますが、

必要な手続き(更正の請求

いたす最高裁判所の判決

がありました。そこで、こ

のような年金に係る税務上

の取扱いを改めるとした

ります。これにより平成17

年分から21年分について所

得税が納めずとなり、その

納めずとなり、その納めず

税が還付となります。

お手数をおかけしますが、

必要な手続き(更正の請求

または確定申告)をしてい

ただきますようお願いいた

します。

この取り扱いの変更の対

象となる方や所得税の還付

の手続きについては、国税

庁のホームページ(www.ntf

.gov)をご覧ください。

藤岡税務署電話☎0274-

2210973に問い合わせ

ください。

※平成17年分について、早い

方は12月末が還付できる期

限となりますので、お早め

のお手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給

権が相続税や贈与税の課税

対象となる場合は、実際に

相続税や贈与税の納税額が

生じなかった方も対象とな

ります。

## まちの人口と世帯

平成22年9月末現在

人口	2,511人(1)	0～14歳	116人(1)
男	1,180人(8)	15～64歳	1,121人(5)
女	1,331人(3)	65歳～	1,274人(7)
世帯数	1,131世帯(2)	高齢者比率	50.7%

( )内の数字は、前年との比較数

資料：住民基本台帳

## 今月の納付

科目	納期
国民健康保険税4期	11月30日(火)
後期高齢者 医療保険料4期	
納付は、口座振替が便利です	

おめでた - 一般特給 -  
出生児 性別 保護者 地区

おくやみ - 一般特給 -  
死亡者 年齢 親属 地区

戸籍の窓  
平成22年7月届出分  
※この欄に掲載を希望しない方は窓口にお申し出ください。



